

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」(平成 27 年法律第 17 号) が平成 27 年 5 月 7 日に公布され、中小企業退職金共済法の一部改正が、平成 28 年 4 月 1 日から施行(一部は平成 27 年 10 月 1 日施行)されますので、概要をお知らせします。

今回の改正では、中小企業退職金共済(中退共)制度と他制度とのポータビリティの拡大を図ることにより、加入者の利便性の向上等が盛り込まれています。

なお、本概要は一般の中退共制度に係る改正点を掲載しています。

1. 「資産運用委員会」の設置(平成 27 年 10 月 1 日施行)

機構の資産運用業務に関しては、「資産運用の基本方針」に基づき外部有識者で構成される委員会を設置し、助言・評価を行っています。資産運用業務に対するリスク管理機能等を強化するため、新たなガバナンス体制として、厚生労働大臣の任命する経済・金融の有識者等の委員 5 人以内から構成される「資産運用委員会」が設置され、資産運用の基本方針の検討や、資産運用業務の評価等を行います。

2. 中小企業者でなくなった場合、新たな資産移換先として確定拠出年金制度を追加(平成 28 年 4 月 1 日施行)

中退共制度は共済契約者が中小企業者であることが必要ですが、事業の拡大等により中小企業者でなくなった場合、資産移換先として、確定給付企業年金(DB)制度又は特退共制度(※1)を選択することができますが、新たに確定拠出年金(DC)制度を選択先として加えます。

3. 事業所の間を移動した場合、通算の申出期間を3年以内に延長(平成 28 年 4 月 1 日施行)

被共済者が、転職等により、中退共制度と中退共制度、特定業種退職金共済制度(※2)又は特退共制度(※1)(通算契約を締結している制度に限る。)の間を移動した場合、退職後2年以内に制度通算の申し出を行えば、退職金を通算することができますが、この申し出の期間を3年以内に延長します。

4. 特定退職金共済制度(特退共制度)を廃止した団体からの資産移換(平成 28 年 4 月 1 日施行)

中小企業者が、雇用している従業員を特退共制度(※1)の被共済者として加入していて、当該特退共制度が廃止された場合、当該中小企業者が当該従業員を中退共制度の被共済者として加入する時、又は既に中退共制度に加入していた時に、当該特退共制度の廃止時に当該被共済者に分配される金額の範囲内の額を中退共制度に資産移換の申出をしたときは、当該金額を受け入れることができるようになります。

5. 特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度との通算における全額移換の実施(平成 28 年 4 月 1 日施行)

中退共制度と特定業種退職金共済制度(※2)の間の通算においては、通算できる退職金額に上限があり、通算できない金額が生じた場合、差額給付金として被共済者へ支給されていましたが、その上限を撤廃し、全額移換が可能となります。

(※1) 特退共制度とは、商工会、商工会議所、自治体など税務署長の承認を受けた団体を実施している特定退職金共済制度を指しています。

(※2) 特定業種退職金共済制度とは、当機構が実施している特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度を指しています。